

北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金
令和6年度 個人チャレンジ助成募集要項
～子ども・若者の「経験・体験」を応援します～

1. 助成事業の趣旨

子どもたち、若者たちが、様々な「経験・体験」を得ることで、社会への関心や学びへの意欲を高め、将来の夢や目標に向けて取り組むきっかけとなるように、次に掲げる(1)～(6)をねらいとしたA～Fの活動の費用の助成をします。

【ねらい】

- (1) 地域の信頼できる大人との出会い
- (2) 多様な人（モデル）との出会い
- (3) 多様な文化、価値観との出会い
- (4) 夢中になれる、熱中できる、没頭できることとの出会い
- (5) 真剣に取り組むことができることへの出会い
- (6) 素晴らしい書物、作品等との出会い

【活動】

A 文化・芸術・表現

音楽やアートなどに入れ、自己表現を広げることで、自分の成長につながる活動

B スポーツ・武道

スポーツや武道等を通じて、自分の心身の成長につながる活動

C 学習・研究

学びを深めることで興味関心を広げ、自分の成長につながる活動

D ふれあい・交流

これまで出会ったことのない人や文化、自然とのふれあい、交流を通じて、自分の成長につながる活動

E 技術習得

学校生活のみでは習得できない技術を習い、身に付けることで、自分の将来に生かせる活動

F (1)～(6)のほか、自分の成長につながり、将来に生かせる活動

2. 対象者

北区に住民登録がある、おおむね6歳～22歳までの方で、活動の報告、成果の発表など、本助成の広報にご協力いただける方

以下の①～⑥に該当する方は、選考時に加点、優先されます。

- ① 児童育成手当受給世帯の方
- ② 住民税非課税世帯の方
- ③ 就学援助受給世帯の方
- ④ 社会的養護を行う施設（児童養護施設、母子生活支援施設など）に、現在入所している方
- ⑤ 過去に社会的養護を行う施設に入所していた方
- ⑥ 過去にこの助成を受けたことがない方

※申請に伴い取得した個人情報の取り扱いに関しては、「社会福祉法人北区社会福祉協議会 個人情報保護規定」に基づき適切に処理をいたします。

3. 助成の対象外となるもの

- (1) 申請が対象者本人の意思に基づかない場合
- (2) 行政やほかの団体から助成を受け、すでに資金について充足している場合
※すでに助成等を受けている方でも、不足した部分については選考により対象となる場合があります。
- (3) 領収書などにより証明ができない経費
- (4) 政治及び、宗教を主たる目的とした活動
- (5) 反社会的行為につながる活動

4. 助成金額

1名あたり30万円を限度に、審査によって金額を決定します。
※助成活動の内容により、助成金を分割交付する場合があります。

5. 助成対象となる活動期間

助成金交付決定後～翌年3月31日
※原則として単年度の助成です。
※4月下旬に交付決定、5月に交付を予定しています。

6. 申請できる方

対象者及びその保護者

※「保護者」には、「児童養護施設等社会的養護を行う施設の長、及び、長から委任を受けた方」も含まれます。

7. 申請期間

令和5年11月1日（水）～令和6年1月10日（水）（必着）

8. 申請方法

「北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金 個人チャレンジ助成 申請書」に必要事項を記入のうえ、北区社会福祉協議会あてに郵送もしくは持参ください。

※控えとしてコピーをお手元に保管してください。

※提出いただいた申請書は返却できませんので、予めご了承ください。

【助成説明会・相談会】

申請にあたって不安がある方、申請書の書き方がわからない方は、個別のご相談をお受けしますので、お問い合わせください。

9. 選考等

（1）選考方法

①書類選考（申請書類）

北区社会福祉協議会子ども・若者応援基金担当職員による書類選考を実施。

②ヒアリング

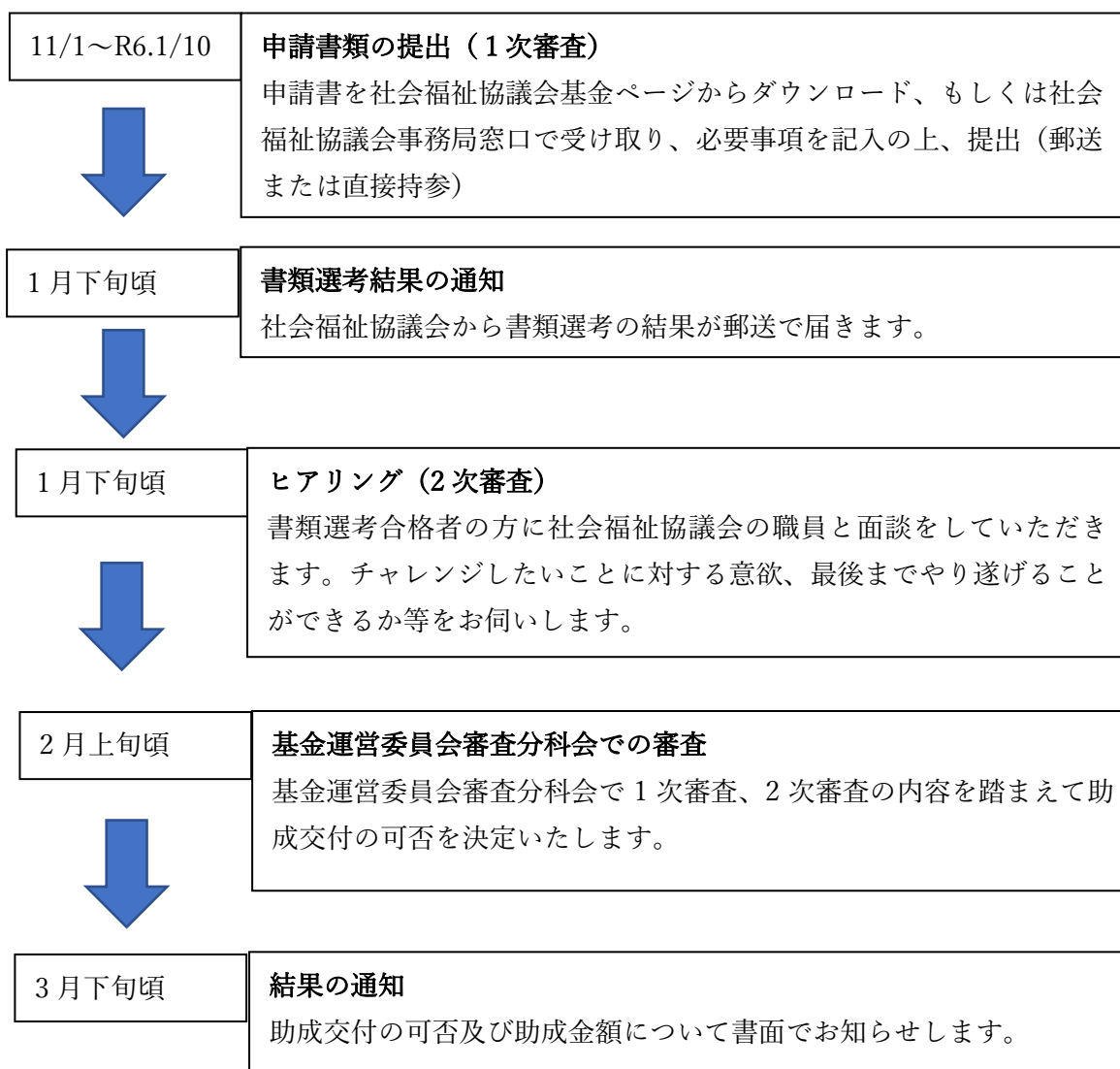
書類選考合格者に北区社会福祉協議会子ども・若者応援基金担当職員によるヒアリングを実施。

※当会までお子さんと保護者にご来所いただき、職員によるヒアリングを行います。

③基金運営委員会（審査分科会）による選考

申請書類、職員ヒアリングの内容をもとに、基金運営委員会（審査分科会）による最終審査を実施し、交付の可否を決定。

<申し込みから結果通知までのスケジュール>



(2) 選考基準

- ① 本助成の趣旨に合った申請内容であること。
- ② 新しい経験・体験を通じて、対象者自身の成長につながるものが想定される活動であること。
- ③ 対象者自身が目標や展望を持って取り組む活動であること。

(3) 加点事項

- ① 申請活動・取り組みに対し、明確な目標が掲げられている場合は選考で加点の対象となります。
- ② 以下のA～Eに該当する方は、選考時に加点、優先されます。
 - A 児童育成手当受給世帯の方
 - B 住民税非課税世帯の方
 - C 就学援助受給世帯の方
 - D 社会的養護を行う施設（児童養護施設、母子生活支援施設など）に、現在

入所している方

E 過去に社会的養護を行う施設に入所していた方

F 過去にこの助成を受けたことがない方

10. 活動の報告及び、精算

(1) 助成を受けた方は、取り組んだ活動内容に対する成果報告として当該年度の4月末までに「活動報告書」にて北区社会福祉協議会あてに活動報告を行っていただきます。

(2) 助成金に残金が発生した場合は返還していただきます。

※活動期間中、必要に応じて、活動に対する相談、報告書作成に関するアドバイスを実施させていただくことがあります。

※活動が通年を通して行われ、分割交付対象者の方は必ず行います。

11. 助成金の返還請求

次の(1)～(3)に該当する場合、状況、理由を確認のうえ、助成金の返還を請求させていただく場合があります。

(1) 申請された活動内容の一部または全部が履行されなかった場合

(2) 活動の報告が、本会が定める期日までになされなかった場合

(3) 申請された活動内容に必要な経費以外の目的で助成金を使用したと判断される場合

12. その他

助成は「経験・体験」のきっかけ作りのために行われるため、習い事等であっても原則単年度の助成となります。次年度も助成を受けたい場合、申請は行えますが新規申請者が優先されます。

13. 申請先

〒114-0021 東京都北区岸町 1-6-17

社会福祉法人 北区社会福祉協議会

北区子ども・若者応援基金事務局 担当 宮嶋/井澤

TEL03-3906-2352